

指定短期入所生活介護施設阿智荘重要事項説明書

〔令和 7 年 4 月 1 日現在〕

あなたに対する指定介護老人福祉施設又は指定短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、阿智荘についての説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	阿智村社会福祉協議会
所在地	長野県下伊那郡阿智村駒場483番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	会長 小野 恭志
電話番号	0265-45-1234
FAX番号	0265-43-2223

2 ご利用施設

事業者名称	指定介護老人福祉施設阿智荘
所在地	長野県下伊那郡阿智村智里491番地41
施設長名	宮下 智博
電話番号	0265-43-2891
FAX番号	0265-43-4505

3 ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		長野県知事の事業者指定		利用 定数	阿智村基準 該当サービス
		指定年月日	指定番号	人	
施設	特別養護老人ホーム	令和5年 3月 29日	長野県第2072501394号	80	該当
	短期入所生活介護	平成5年 3月 29日	長野県第2072501063号	12	該当

4 事業の目的と運営の方針

事業者の目的	この事業は、介護保険法の定めるところにより、加齢による心身の変化に起因する疾病等により要介護の状態になった者に対して施設サービスを提供することを目的とする。
施設運営の方針	当施設にあつては、日常生活に於いて常時介護を必要とする要介護者に対し、その心身の健康保持及びより楽しく生き甲斐のある生活を送ることへの援助、要介護者の自主性の尊重並びに在宅への復帰を運営の基本方針とする。

5 施設の概要

特別養護老人ホーム

敷地面積		10,685.92㎡
建物	既存棟構造	鉄筋コンクリート造平屋建（耐火建築）
	延べ床面積	2,265.26㎡
	増築・新築棟構造	鉄骨造平屋建（耐火建築）
	延べ床面積	1,292.26㎡
	利用定員	長期利用 80床 ショートステイ 12床

(1) 居 室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	24室	282.96㎡	11.79㎡
2人部屋	2室	22.75㎡	11.37㎡
4人部屋	16室	608.40㎡	9.50㎡

(注) 指定基準は、居室1人あたり10.65㎡

(2) 主な設備

設 備 の 種 類	数	面 積	1人あたりの面積
食堂及び機能訓練室	2 室	174.23㎡	3.11㎡
交流・ダイニング	2 室	557.55㎡	13.93㎡
一般浴室	2 室	138.25㎡	
機械浴室	特殊浴槽	4 台	
診療室	1 室	22.50㎡	
静養室	1 室	26.01㎡	
理容コーナー		23.12㎡	
		計 941.66㎡	

(注) 食堂の指定基準は、1人あたり3㎡

6 職員体制(主たる職員)

(令和7年4月1日現在)

就業者の職種	員 数	区 分				常勤換 算後の 人 員	事業者 の指定 基 準	保 有 資 格
		常 勤		非常勤				
		専 従	兼 務	専 従	兼 務			
施設長	1	1				1	1人	
事務職員	1	1				1		
生活相談員	1	1				1	1人	介護福祉士・社会福祉士
介護職員	39	26		13		34.8	26人以上	介護福祉士26
看護職員	6	2		4		3.5	3人	看護師4、准看護師2
介護支援専門員	2	2				2	1人	介護福祉士・介護支援専門員
医師	1				1	0.1		
管理栄養士	1	1				1	1人	管理栄養士1
機能訓練指導員	1		1			0.5		看護師、介護支援専門員

(注) 上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算をしたものです。

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休 暇
施 設 長	正規の勤務時間(8:30～17:30) 常勤で勤務	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間(8:30～17:30) 常勤で勤務	4週8休
介護職員	・早番 (午前 6:00～午後 3:00) ・日勤 (午前 9:15～午後 6:15) ・遅出 (午後 11:00～午後 8:00) ・夜勤 (午後 5:00～午前 9:30) ・昼間 (午前 9:15～午後 3:00) は、原則として職員 1名あたり入所者5.6名のお世話をします。 ・夜間 (午後 8:30～午前 6:00)は、原則として職員 1名あたり入所者22.5名のお世話をします。	原則として、4週8休
看護職員	・早出 (7:30～16:30) ・日勤 (8:30～17:30) ・遅出 (9:45～18:45) ・夜間については、交替で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	4週8休
機能訓練指導員	・看護師	4週8休
介護支援専門員	・正規の勤務時間 (9:00～18:00) 常勤で勤務	4週8休
医 師	週1日(毎水曜日)、13:30～15:30まで、勤務します。	
管理栄養士	正規の勤務時間(8:30～17:30) 常勤で勤務	4週8休

8 施設サービスの概要

(1)介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	・管理栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティにとんだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝 食 7:30～ 8:15 昼 食 11:30～ 13:00 夕 食 17:30～ 18:45
排 泄	・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・年間を通じて週2回の入浴又は清拭を行います。 ・寝たきり等で座位をとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え 整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・リネン交換は、週1回、寝具の消毒は、年1回実施します。
機能訓練	・機能訓練指導員(看護師)による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するようつとめます。 ・当施設の保有するリハビリ器具 歩行器 6機 車椅子 50機
健康管理	・看護師により毎日の健康管理、療養上の管理を行います。 ・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・入所者が外部の医療機関受診のための送迎、付き添いは原則家族対応でお願いします。但し緊急を要する受診はこの限りではありません。

	(当施設の嘱託医師) 氏 名：疋田仁志 (橋上医院)
相談及び援助	・当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めています。 (相談窓口) 生活相談員
送 迎	・ご自分で来荘が困難な方は、リフト付きの送迎車で入退所時の送迎を致します。 介護保険サービス利用料金 片道1,840円を加算致します。
社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な娯楽設備 DVD設備、Wi-Fi環境設備 ・各フロアにてお楽しみ会 随時開催。 ・レクリエーション行事 荘の建物及び敷地内で行う年間行事、別紙事業計画表のうちの介護保険対象になるもの。 ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者及びご家族の状況により代行可能であるものは代行します。

(2) 介護保険対象外サービス(法定外給付及び金額)

サービスの種類	内 容	費 用
食 費	・当施設で提供する通常の食事で、管理栄養士のたてる献立に基づくものです。	付属契約書の負担段階による
居 住 費	・当施設で提供する施設介護サービスを受けるために必要とする居室費用	〃
特別な食事	・当施設で提供する一般食以外の食事であり、申し出により実施します。	実 費
金銭及び貴重品の管理	・自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。詳細は次のとおりです。 管理する金銭の限度額：1500万円までとします。 管理する金銭等の形態：預金通帳に預け入れて いるものを施設で管理します。 お預かりする物：上記預金通帳と通帳印(原則として、1つ) 保管場所：通帳と印鑑を別の金庫に保管します。 保管責任者：施設長が責任を持って管理します。 出納方法：別添えの「金銭預かり表」のとおり。 ※居室での金銭等の個人保管は紛失の恐れがありますのでご遠慮ください。(但し、日常的な小遣い銭はこの限りではありません。) ※一月に満たない月がありましても右記料金を頂きます。	月 1,000円
教養娯楽設備等の提供、レクリエーション行事参加費	・花見等のバス・タクシー代、入場・入園料、外食ツアー等施設外での催し物での飲食費、晩酌等の酒代、その他施設で用意できないもののレンタル料他。	実 費
理美容サービス	毎月第2、4月曜日に出張による理美容サービスをご利用頂けます。	1回 2,800円 丸刈 2,200円
上記以外の個別サービス		実 費

9 利用料

(1) 法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 併設型短期入所生活介護（Ⅰ）、（Ⅱ）
法定代理受領できない場合	介護報酬の告示上の額 併設型短期入所生活介護（Ⅰ）、（Ⅱ）

(2) キャンセル料

	キ ャ ン セ ル 理 由	キ ャ ン セ ル 日	キャンセル料 円
短期生活介護	身体状況等の急変及び天災等によりやむを得ず入荘及び在荘が不可能になった場合にはキャンセル料は無料です。	1. 同意後で利用開始直前日 2. 同意後で利用開始当日 3. 利用期間中	0 0 0
	上記以外で、本人負担が適当と認められる理由でのキャンセルについては、右記の金額を頂きます。	1. 同意後で利用開始直前日の5時まで未通知 2. 同意後で利用開始当日 3. 利用期間中の退所直前日の午後5時まで未通知	付属契約書による 1日あたりの介護保険サービス利用料金

10 施設内苦情相談窓口

申 出 窓 口	生活相談員
申 出 方 法	希望苦情箱・窓口・電話・FAX他 電話 0265-43-2891 FAX 0265-43-4505
相 談 室	面接 相談室
相 談 時 間	土日を除く 午前10時～午後3時

11 施設外苦情相談窓口

名 称	特別養護老人ホーム阿智荘苦情相談窓口
阿智村役場 民生課	住所 〒395-0303 阿智村駒場483番地 阿智村役場 民生課 TEL0265-43-2220 FAX 0265-43-3940
南信州広域連合 事務局	住所 〒395-0034 飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎内 南信州広域連合事務局 TEL0265-53-7100 FAX 0265-53-7155
長野県国民健康 保険団体連合会	住所 〒380-0871 長野市大字西長野字加茂北143-8 長野県自治会館内 介護保険課 苦情窓口 TEL026-238-1580 FAX 026-238-1581

12 嘱託医

医 療 機 関 の 名 称	医療法人健生会 橋上医院
院 長 名	疋田仁志
所 在 地	阿智村駒場359番地1
電 話 番 号	0265-43-2118
診 療 科	内科
入 院 設 備	ベッド数 19床
救急指定の有無	無 し

1 3 協力病院

医療機関の名称	医療法人栗山会 飯田病院
院長名	原 栄志
所在地	飯田市大通 1-15
電話番号	0265-22-5150
診療科	内科・外科・整形外科・眼科・泌尿器科・精神・神経科
入院設備	ベッド数 452床
救急指定の有無	有 り

1 4 協力歯科医院

医療機関の名称	JAみなみ信州歯科診療所
所在地	飯田市鼎東鼎281番地
電話番号	0265-21-4490
入院設備	無 し

1 5 非常災害時の対策

非常時対応	別途定める「特別養護老人ホーム消防計画」に基づいて対応を行います。			
近隣との協力関係	昼神部落と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援体制を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム消防計画」に基づき年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方にも参加して実施しています。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	箇所
	スプリンクラー	あり	防火扉	2箇所
	避難スロープ	なし	屋内消火栓	3箇所
	すべり台	なし	非常用電源	あり
	自動火災報知器	あり		
	誘導灯	あり		
	カーテン布団等は防災性能のある物を使用しています。			

1 6 第三者評価の実施について

- (1) 実施の有無 実施あり
- (2) 実施した年月日 平成26年2月24日（2014年）
- (3) 実施した評価機関の名称 (株)マスネットワーク
- (4) 評価結果の開示状況 WAM NETにて公表

1 7 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	面会に際しては、近隣の感染状況を鑑みながら、対応させていただきます。 基本的には、事前に電話での予約をして頂き、午前中は10:00～11:00、午後は14:00～16:00の間をお願いします。 なお、オンライン面会も同上の時間で受け付けておりますので、併せてご利用ください。
外 出 ・ 外 泊	入所者の外泊・外出の際には、必ず行き先と帰荘時間を職員に申し出て下さい。
居 室 ・ 設 備 ・ 器 具 の 利 用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用によって破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。 施設内の状況により、居室移動することがありますのでご了承願います。
喫 煙 ・ 飲 酒	喫煙に関しては禁煙への協力をお願いします。 飲酒の制限はありませんが、他の利用者への配慮もありますので、ご希望される方はご相談願います。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室に立ち入らないようにして下さい。
所 持 品 の 管 理	入所者の方による貴重品の持ち込みは紛失の恐れがありますのでご遠慮願います。また、日常生活用品の管理は利用者ご本人をお願いします。
現 金 等 の 管 理	利用者本人が保管している場合の紛失等については責任を負いかねますのでできるだけ現金等は事務所金庫に預けて下さい。
宗 教 活 動 ・ 政 治 活 動	施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
物 品 販 売	入所者間及び入所者に対する物品の販売行為はご遠慮願います。
動 物 飼 育	施設内でのペットの飼育はお断りいたします。

1 8 身体拘束禁止の対応

区 分	内 容
身体拘束禁止	・身体拘束は、原則として行いません。 ・ただし、例外として、やむを得ず身体拘束を行う場合があります。
拘束の手続き	・入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ず身体拘束が必要であると、身体拘束判定会議(計画担当介護支援専門員、看護師等で構成)において、判定した場合に限ります。 ・ただし、この場合でも、身元引受人、ご家族等にその理由を説明し同意を得た上で、例外的に極めて限定的に身体拘束を行うこととします。
拘束の記録	・やむを得ず身体拘束を行った場合は、次の項目について記録をします。 (拘束の態様、拘束時間、拘束の際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由)

1 9 事故発生時の対応

区 分	内 容
事故発生時	・事故発生時は、事故の内容によっては協力医療機関等と連携を取り応急処理を施すとともに、速やかに身元引受人、ご家族等に連絡を行います。 ・また、併せて保険者市町村に事故報告を行い、所要の措置を講じます。
損害賠償	・施設サービスの提供により、当施設に賠償責任のある事故が発生した場合は、損害賠償を行います。
再発防止	・事故原因を解明し、同種の事故の再発を防ぐように努めます。